## ○豊岡市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日 条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、豊岡市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
  - (2) こども基本法 (令和4年法律第77号) 第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定 及び推進並びに同法第2条第2項に規定するこども施策(以下「こども施策」という。) の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(組織)

- 第3条 会議は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
  - (1) 子どもの保護者
  - (2) こども施策に関する事業に従事する者
  - (3) こども施策に関し学識経験のある者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (部会)
- 第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する 者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。 (会議)
- 第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員の任命後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 附 則(令和4年12月27日条例第40号)
  - この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月19日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月26日条例第42号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。